

福島市一般廃棄物新最終処分場整備専門家会議設置要綱

(設置)

第1条 本市が整備する一般廃棄物最終処分場（以下「新最終処分場」という。）について検討するにあたり、福島市一般廃棄物新最終処分場整備専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門家会議の所掌事務は、次に掲げる事項とし、その結果を提出するものとする。

- (1) 新最終処分場の建設候補地の選定に関する事。
- (2) 新最終処分場の基本構想に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関する事。

(組織等)

第3条 専門家会議は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱及び任命する。

- (1) 専門分野の有識者
- (2) 関係団体の代表から推薦を受けた者
- (3) 市職員

3 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事務が終了するまでの間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門家会議に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、専門家会議を代表し、会務を総理し、専門家会議の会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門家会議の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 専門家会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して専門家会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 専門家会議の庶務は、環境部新最終処分場建設室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、委員長が専門家会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。